

検討部会の検討スケジュール（案）について

2025 年度	<p>(1) <u>検討部会</u>2回</p> <p>12月 検討事項及び検討スケジュールの確認（本日）</p> <p>1月 アンケート調査・懇談会の内容の検討</p> <p>(2) <u>アンケート調査</u>（2～3月） ※資料5参照</p> <p>(3) <u>手話言語条例に関する懇談会</u>（2月） ※資料5参照</p> <p>※手話を必要とする聴覚障がいのある方から、手話言語条例の検討に必要な事項について、直接手話でご意見を聞く懇談会</p>
2026 年度	<p>(1) <u>検討部会</u>5回</p> <p>①<u>アンケート調査結果・懇談会意見のまとめ</u> ※2025年度に実施するアンケート調査結果と懇談会で出た意見を取りまとめ、条文検討の準備をします。</p> <p>②<u>条文検討</u> ※条文の構成を検討・確定後、個別の条文を検討していきます。 ※条文検討にあたっては、当市法務課と条文案を確認しながら検討を進めます。</p> <p>(2) <u>手話言語条例に関する懇談会</u></p>
2027 年度	<p>(1) <u>検討部会</u>3回</p> <p>①<u>条例案（パブリックコメント^{（注）}案）の決定</u>（4月） 2026年度に検討した条文を、条例案として取りまとめます。</p> <p>②<u>パブリックコメント後の答申案の決定</u>（10月・11月） パブリックコメントで出た意見を確認後、条例案の修正の要否を検討し、答申案を決定します。</p> <p>(2) <u>条例案についてパブリックコメントの実施</u>（8月） ※パブリックコメント実施前に市議会へ報告（6月議会）</p> <p>(3) <u>障がい者施策推進協議会から市へ条例案の答申</u>（11月） ※検討部会でまとめた条例案を市へ答申します。 ※条例案の答申後、市議会へ報告（12月議会）</p> <p>(4) <u>条例案 市議会へ議案として上程</u>（3月議会） ※障がい者施策推進協議会から答申された条例案を議案としてまとめ、市議会へ上程（提出）します。</p>

（注）パブリックコメントとは。

パブリックコメントとは、市の基本的な政策の策定過程でその情報を広く公表とともに、意見を募集し、提出された意見の概要とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。